

## 就学前施設における教育・保育と子育て支援 ～公立の認定こども園の整備～（素案）の 市民意見提出制度（パブリックコメント）の実施結果と市の考え方について

「就学前施設における教育・保育と子育て支援 ～公立の認定こども園整備～」を策定するにあたり、八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例第12条の規定に基づき、検討途中の素案を公表し、市民意見提出制度（パブリックコメント）を実施しました。市民意見は、直接持参、電子メール、FAX及び郵便により提出されました。その結果と提出された市民意見に対する市の考え方を公表します。

ご提出いただいたご意見等は、趣旨を損なわないように要約するとともに、同じ趣旨のご意見については、まとめて回答します。

### （1）意見募集期間

平成27年7月13日（月）～8月12日（水）

### （2）提出人数及び意見数

提出人数 （人）	意見数 （件）	意見の種類	
		1. 計画の記載事項に 関する意見・提言	2. その他の意見、要望 及び質問
405人	816件	478件	338件

## 提出された意見と市の考え方

項目	意見の要約	市の考え方
1. 計画の記載事項に関する意見・提言（478件）		
1	Ⅱ. 就学前施設における教育・保育の現状と課題（P 3からP 8）	<p>公立幼稚園の園児数が少ないことが、教育環境の確保に課題があるとは言えない。</p> <p>平成22年の八尾市幼稚園審議会答申では、園児数の減少により、同じ年齢の集団での遊びや人間関係が固定化し、切磋琢磨する機会が減少するなどの課題も生じていると指摘されています。社会性や協調性の発達には好ましくない状況であり、行事の実施などにおいても課題が生じ、また、教職員相互の学びの機会が少なくなり研修等にも参加しにくい状況になることがあると指摘されており、その課題を解消すべく、公立の認定こども園の整備を行うものです。</p>
2	Ⅲ. 就学前施設における教育・保育と子育て支援（P 9からP 11）	<p>施設基準や職員体制の基準が公立と民間で異なるなかで、公立と民間も含めた質の高い教育・保育を提供できる体制がとれるとは考えられない。（5件）</p> <p>公立の認定こども園は、地域内の教育・保育や地域内の子育て支援の拠点としての基幹的な役割を果たすものと考えています。また、民間においても法律等の基準を遵守しながら教育・保育を実施するなかで、合同研修会等により情報共有を図り、公と民で質の高い教育・保育を提供していきます。</p>
3	Ⅳ. 認定こども園の配置の考え方（P 12からP 13）	<p>地域にある公立の幼稚園と保育所を廃止することは、地域でのつながりや親同士の関係が薄れ、安心して子育てできる環境が保てなくなる。（21件）</p> <p>認定こども園は、在園児だけでなく、在宅で子育てをしている家庭への子育て支援を行います。また、これまで培ってきた中学校区単位での教育コミュニティにおいて、就学前施設、小学校、中学校との連携を進め園児と地域の方々、保護者同士のかかわりがもてる取組みを実施することにより、本市がめざす「すべての子どもが安心して育てられる環境づくり」につながると考えています。</p>
4	認定こども園の整備方針である中学校区に1か所以上という設定は、小学校の連携や接続を考慮していない。（5件）	<p>認定こども園の配置については、子育て支援の観点や、保護者の通園距離の観点、また、小中学校との交流、中学校区での教育・保育に関する連携の観点から、各中学校区に公民を問わず、1か所以上の配置をめざすとしたところです。</p> <p>また、すべての子どもが小学校生活をスムーズにスタートできるように、小学校教育との接続を意識した教育・保育が実施できるよう取組みを行っていきます。</p>
5	保育所7園が認定こども園5園に施設数が減ることとなっており、待機児童の解消につながらない。（29件）	<p>本素案は、子どもの健やかな育ちと子育て支援の充実をめざすものです。保育所待機児童の解消については、本市の喫緊の課題であり、民間施設の乳児の入所枠拡大や分園設置などを中心に早期に解消を図るとともに、市内すべての乳幼児に質の高い教育・保育を提供するために認定こども園の配置をめざすものです。なお、施設数は減りますが、保育所待機児童の課題であります低年齢児につきましては、入所枠を拡大するものです。</p>

項目	意見の要約	市の考え方
6	<p>認定子ども園について、1号認定の保護者と2号認定の保護者では活動できる時間帯や施設に求めるニーズが違うことから、保護者同士で協力して施設運営することに課題がある。(2件)</p>	<p>認定子ども園の運営は、施設側が責任を持って行うものと考えております。しかしながら、保護者同士のつながりや施設側と保護者との連携は必要と考えています。そのためには、保護者組織が必要と考えていますが、組織の立ち上げについては、最終的には、施設を利用する保護者間で決めいただくこととなります。組織の立ち上げがスムーズに行えるよう、保護者組織に関して、メリットや運営上の配慮事項などを整理していきます。</p>
7	<p>認定子ども園では、子どもだけでなく、保護者同士も互いの違いを知り認め合うことで、保護者活動がより良いものになっていくと思うので、進めるべきである。(3件)</p>	
8	<p>幼稚園教育と保育所保育の蓄積を継承できるようにするべきである。(3件)</p>	<p>これまでの公立の幼稚園、保育所で蓄積された知識や技能を活かすため、幼稚園教諭や保育士がこれまでの経験を活かして認定子ども園の教育・保育の詳細な内容を検討しているところであり、0歳から小学校就学までの発達の連続性を考慮した教育・保育を実施します。</p> <p>また、配慮や支援が必要な子どもへの教育・保育の実施や、本市がめざす豊かな心や確かな学力、健やかな体の育成につながるよう小学校教育との接続、連携に取り組んでいきます。</p>
9	<p>小学校との接続・連携について、具体的にどのような取組みを進めていくのか分からず、幼稚園を廃園し、園区を設定しない中で認定子ども園に再編することは、小学校との接続や連携が薄れる。(2件)</p>	<p>認定子ども園は、園区を設定せずに市内全域を対象に園児を募集することとしていますが、小学校との接続や連携は、就学前施設にとって大切なことであり、それは公立や民間の就学前施設にかかわらず、小学校と隣接していなくても、密な連携を図る取組み(オープンスクール、一日体験入学や授業体験、給食体験、行事の取組み内容を互いに見せ合う等)が必要であると考えています。</p> <p>公立の認定子ども園においては、「接続期における教育・保育実践の手引き」の活用と普及を進めるとともに、スタートカリキュラムやアプローチカリキュラムの作成、実践、情報発信を行うことで、小学校教育との接続、連携を充実します。</p>
10	<p>公立の認定子ども園に園区を設置し、園児を募集する方が良い。(5件)</p>	
11	<p>本素案の教育・保育を実践することで、小学校にスムーズに接続ができ、また、小学校との連携は、今まで隣接する施設間を中心に行われてきたが、施設規模が大きくなることや入学する小学校の違いなど新たな難しさが生まれるが、工夫しながら新たな連携をめざしていただきたい。現在、隣接する公立幼稚園と小学校間の連携は進んでいるが、今後は、幼稚園、保育所、認定子ども園それぞれ公立、民間とも交流連携が進む方策が大切である。(8件)</p>	

項目	意見の要約	市の考え方
12	幼稚園と保育所には、それぞれの良さや設置の目的があるにもかかわらず、すべてを廃止して、認定こども園に再編することに対して利点がない。(56件)	本市では、すべての就学前の子どもの健やかな育ちと子育て支援を充実させることをめざしています。女性の社会進出の高まりや核家族化の進行等を背景に保育ニーズが増加する一方で、幼稚園の就園率が低下している課題に対して、幼稚園、保育所のそれぞれの機能の良いところをあわせ持つ施設として認定こども園を整備することで、集団の確保、利用者の選択肢の拡大、質の高い教育・保育の提供、子育て支援の充実が図られていくと考えています。あわせて、公立の施設は、その教育・保育を実践するための基幹的な役割を担います。
13	公立の認定こども園の役割として地域内の子育て支援拠点事業の拡充とあるが、つどいの広場や子育て広場などとの交流を充実させ保護者が安心して子育てできるようにするべきだ。また、子育て支援に関わる専門職を複数配置するべきである。	現在、市内3か所で公立の地域子育て支援センターを運営しており、複数の保育士を配置しています。公立の認定こども園においては、地域子育て支援センターを併設することで、子育て支援の充実をめざしています。 また、つどいの広場をはじめとする子育て支援の充実については、より利用しやすい環境づくりをめざします。
14	公立の幼稚園や保育所をすべて廃止することは、行政としての就学前教育・保育に対する公的な責任を果たしていない。(23件)	本市では、すべての子どもが笑顔で成長していくこと、すべての家族が安心して子育てができ、喜びを感じられることをめざしています。そのなかで、公と民が連携、協力して、市内の就学前施設における教育・保育や子育て支援の充実が図れるよう、質的及び物的環境の整備に取り組み、公立が基幹的な役割を担い、公的な責任を果たすものと考えています。
15	保育所をなくすことは、児童福祉法第24条における行政としての保育に対する責任を果たしていない。(2件)	保育を必要とする児童が保育を受けられるようにすることが行政の責任と考えており、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い改正された児童福祉法第24条では、市が地域の実情に応じて保育所その他の保育施設・事業を組み合わせ、地域の保育需要に対する責務を負うことを規定しており、認定こども園への再編後は、児童福祉法第24条の責任に加え、公立の設置者として責任を果たすものと考えています。

項目	意見の要約	市の考え方
16	<p>公立の認定こども園の整備数は5園では少ない。小学校区に1つの公立の認定こども園が配置されるべきである。(20件)</p>	<p>公立の認定こども園の整備数については、子ども・子育て支援事業計画における平成31年度の教育・保育の量の見込みなどを踏まえ、公立幼稚園の就園率の推移や民間施設の整備予定などを考慮し、平成31年度に公立の認定こども園として、5施設の整備に取り組みます。また、今後の児童数の推移や民間施設の動向等を踏まえ、状況に応じて見直しを行います。</p>
17	<p>一斉に5園開園するより段階的に整備する方が良いのではないかと。(6件)</p>	
18	<p>再編整備計画について、市民や保護者の意見を聞くべきである。(30件)</p>	<p>市民や保護者の意見につきましては、平成25年度では、リーディング施設の説明会において、また、平成26年度では、つどいの広場等での説明のなかで意見をいただきました。あわせて、この度の市民意見提出制度により、ご意見をいただいたところです。今後も、説明会などを実施するなかで、いただいたご意見を参考にしながら、取組みを進めていきたいと考えています。</p>
19	<p>小規模の幼稚園だからこそその良さもあることから、休園措置はとるべきではない。(3件)</p>	<p>平成22年の八尾市幼稚園審議会答申で、「園児に望ましい集団生活を確保し、学級替えにより環境を変えることができるように、各年齢で複数学級あることが望ましい」「園児がいきいきとした幼稚園生活を送ることができる1学級の人数は、20人から35人が望ましく、各年齢で複数学級あることが望ましい」ことが示されており、また、「望ましい園児数や学級数が維持・持続できない園の中でも、より園児数の減少が顕著な園については、集団教育の重要性の観点から、休園や廃園の措置が必要である」ことが意見として示されたところです。本市の公立幼稚園における就園率の低下が顕著となり、子どもの集団教育の環境確保が大切であるとの観点から、平成27年度、平成28年度における公立幼稚園への4歳児の応募が、2年連続して15人未満となる幼稚園については平成29年4月からの休園措置をとるものです。</p>
20	<p>平成31年度に認定こども園への再編があるなかで、短い期間での教育条件の変化として大きすぎることから、最大限の配慮を持って休園措置の判断をするべきである。(2件)</p>	
21	<p>認定こども園に再編する過程において、在園児が幼稚園や保育所から引き継がれる際には、子どもの育ちや教育・保育に十分配慮するべきである。(7件)</p>	<p>公立の認定こども園への再編にあたっては、これまでの幼稚園や保育所で培ってきた良さやその教育・保育を保育教諭が引き継いで運営をしていくこととしており、子どもや保護者の不安を解消するために、保育者が在園児一人ひとりの状況を見守りながら引き継いでいきます。</p>

項目	意見の要約	市の考え方
22	市として耐震工事も終えたなかで、既存施設を活用した認定こども園の整備を進めるべきある。(12件)	公立の幼稚園と保育所では、子どもの安全を第一に考え、耐震基準を満たすための耐震工事を実施してきたところですが、施設そのものの老朽化が進んでいる公立の幼稚園と保育所も少なくない状況です。こうした現状を踏まえ、幼保連携型認定こども園として使用する施設については、現状の施設の定員や敷地面積、立地条件、改修の必要性、用地面積等も踏まえて総合的に判断し決定したところでは。
23	再編整備計画が財政的な負担軽減や経費削減だけを目的としている。(17件)	本素案の第一の目的は、子どもの健やかな育ちと子育て家庭への支援を充実することです。ただし、公立施設を認定こども園へ再編整備することにより、生み出された財源は、子どもに関する施策に活用していきたいと考えています。
24	どんな事業も財政的視点からの検討が必要であり、公立施設26園を運営することは非効率である。費用対効果からも、公立の認定こども園に再編を進めるべきである。(4件)	公立の認定こども園の整備数については、子ども・子育て支援事業計画における平成31年度の教育・保育の量の見込みなどを踏まえ、公立幼稚園の就園率の推移や民間施設の整備予定などを考慮して整備するものです。また、今後の児童数の推移や民間施設の動向により、状況に応じて見直しを行います。配置場所については、市内の教育・保育の受け入れ枠の状況や民間の就学前施設の配置状況、また、地理的条件を勘案して検討をしています。 なお、公立の認定こども園における役割は、質の高い教育・保育を実践するための基幹的な役割や子育て支援の拠点としての役割を担っていくものとなります。
25	公立の認定こども園の整備数や配置場所について、教育・保育のニーズを反映したものになっていない。また、教育・保育のサービスの質も低下する。(6件)	公立の認定こども園の再編後の跡地の活用については、子どもの施策に活用することも含めて検討してまいります。
26	幼稚園を廃園した跡地の活用について、記載するべきである。(2件)	本市においては、子どもが健やかに育つ環境を確保していくためには、幼稚園と保育所がこれまで担ってきた役割や実践内容を基本としつつ、その良さを活かし、質の高い教育・保育及び子育て支援の充実に取り組むことが重要であり、公と民が連携、協力して、めざす教育・保育を実現していかなければならないと考えています。そのためにも、公立の認定こども園に再編することが必要であり、引き続き取組みを進めていきます。
27	本素案に示されてある、八尾市全体で、全ての子どもたちに責任を持ち、未来を担う子どもたちを育てていくために、公立、民間が協力して、子どもたちに質の高い教育・保育や子どもの育ちを保障していくことは大切なことであるため確実に進めるべきである。(6件)	
28	本素案について、今後の八尾市の就学前教育・幼児教育にとっての大きな改革であり、今後の子育て世代にとっての子育て支援や子どもたちの学びや育ちの保障につながるようしっかりと進めるべきである。(4件)	

項目	意見の要約	市の考え方	
29	施設規模を60人～100人定員の小規模とすべきである。（6件）	<p>公立の認定こども園では、保育の利用希望者が多い乳児枠を拡大し、これまでの公立保育所が実践してきた乳児保育を継承していきます。また、一定数の乳児が進級することと、1号認定の園児を受け入れ、幼児については複数学級が編制でき、この時期の子どもたちにとって、適切な教育・保育環境が確保されるものと考えています。</p> <p>なお、八尾市幼稚園審議会の答申では、「1学級の人数は20人から35人が望ましい、各年齢で複数学級が望ましい」とされています。</p> <p>また、職員につきましては、配置基準に基づき、適正に配置するとともに、利用時間が違う幼児や職員の研修等に配慮して人員配置を行い、教育・保育の質の向上につながるものとも考えています。</p>	
30	施設規模（児童数）の上限を160人とするべきである。		
31	施設規模が180人～250人定員の公立の認定こども園は、規模が大きいものであり、一人ひとりに丁寧にかかわれる教育・保育が難しくなり、子どもの主体性や自由が発揮できなくなる。また、安全な管理体制が確保できない。（49件）		
32	新たに整備する公立の認定こども園の1クラスあたりの集団規模は大きく、子どもの発育発達に適切な規模となっていない。（7件）		
33	認定こども園の規模については、八尾市幼稚園審議会の答申で、各学年（学齢）で複数クラスが望ましいと述べられており、本素案に合致している。		
34	本素案の施設規模については、職員数が増えることとなり、職員間での連携や協力し合えることで子どもの育ちや教育・保育に利点がある。また、教職員の育成や資質向上にもつながる。		
35	子育て支援センター機能も一定の施設規模である方が充実する。		
36	認定こども園への再編により支援が必要な子どもの受け入れ枠や支援が必要な子どもに対する教育・保育の体制が不十分になる。（5件）		<p>支援が必要な子どもの受入れについては、現在も、保育サポート枠を設けるなどにより、公と民が協力して取り組んでいるところです。</p> <p>認定こども園における、支援が必要な子どもの受入れについては、現在、保育所で行っている保育サポートと同様に、受入れ体制を整えていきたいと考えています。</p> <p>また、配慮や支援を必要とする子どもの教育・保育や保護者へのかかわり方には、専門的な知識や技術を要することから、保育者の研修の場を設けたり、関係機関との連携強化による体制の充実を図っていきます。</p>
37	これまでの公立の保育所の障がい児保育の実践を活かすことで、認定こども園での障がい児保育を充実させることができると考える。専門的な知識を持った保育者が、組織的に保護者対応をすることで、保護者は安心できる。		
38	支援の必要な児童（園児）に十分な保育者を配置することが、支援の必要な児童（園児）だけでなく、全ての子どもへの十分な配慮につながるものと考え。そのため適正な職員配置が必要である。（3件）		
39	認定こども園への再編により、従来より通園に係る送迎の負担が大きくなるため、通園バスや駐車場の整備が必要である。（81件）	<p>認定こども園への再編は、各中学校区に1か所以上の認定こども園の配置をめざして、公と民が連携、協力して質の高い教育・保育を実施するものです。</p> <p>なお、公立の認定こども園においては、駐輪場の整備はもとより、駐車場も整備していきます。なお、通園バスの運行は考えていません。</p>	

項目	意見の要約	市の考え方
40	認定こども園への再編により教育・保育に係る経済的な負担が大きくなる。(2件)	子ども子育て支援新制度のもと利用者負担額を認定区分ごとに定めています。認定こども園に再編されることに伴い、保育料そのものに変更が生じるものではありません。 一方で、2号認定、3号認定の利用者負担額には、給食材料費相当額が含まれていますが、1号認定には、含まれておりませんので別途徴収することとなります。また、預かり保育料や延長保育の利用により別途徴収することとなります。
41	基本的な職員体制において、具体的な職員数が記載されておらず、4歳児・5歳児については、子ども30人に保育者1人の配置となっており、充実しているとは言えない。よって、3歳以上のクラスの規模を3歳児の上限14人、4歳児・5歳児それぞれ上限18人とすべきである。(5件)	公立の認定こども園においては、国で示しております「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて(通知)」及び本市におけるこれまでの公立保育所の職員配置の方針に沿って、適正に配置します。
42	職員体制において、「保育者」という表現を「保育教諭」とすべきである。	ご意見の通り、幼保連携型認定こども園では、保育教諭となりますが、従来、幼稚園教諭も保育士も「保育者」として表現しており、保育教諭につきましても「保育者」という考えのもと、記載しています。
43	リーディング時の課題でもあったが、認定こども園の課題の一つが子どもの在園時間の違いであることから、すべての子どもの保育時間を7時間(もしくは8時間)を原則とし、長期休暇をなくし通常の保育を行うようにすべきである。	幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「1日の教育課程に係る教育時間は4時間を標準とし、保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育および保育の時間を1日につき8時間を原則とし、園長がこれを定めること。ただし、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮すること。」と示されています。 公立の認定こども園におきましては、この要領の示すところに従い、教育及び保育を一体的に提供し、園児の心身の発達を促してまいりたいと考えています。 また、公立の認定こども園として特に配慮すべき事項として、集団生活の経験年数の違いや、在園時間が異なる園児がいることを踏まえ、1日の生活リズムの多様性に配慮することが求められており、これらにつきましても、十分考慮して教育・保育を提供していきます。
44	リーディング時の課題であったように認定こども園に通園する園児の利用時間や通園日数の違いにより、子ども自身が不安に思ったり、負担がかかることとなり、子どもの育ちにとって利点がない。(23件)	利用時間の違いや保護者の就労の有無などの違いも含め、多様な子どもがいる認定こども園は、子どもたちがいろいろな友だちの存在に気づき、互いの違いや良さを知り、認め合いながら育つ良さがあります。多様性の中での豊かな遊びや生活、経験が、自尊感情や他者への思いやりを育て、人とかかわる力を育てることになると考えております。
45	幼稚園・保育所の二つの施設・機能が一体になるため、保護者の就労の違いにより子どもたちの保育時間に違いがあったとしても、認定こども園での保育者が子どもたちへ適切に対応されることにより幼児期から、周りの友だちの様々な違いを知り、自然と認めあえるようになり、その後の正しい人権感覚を養うことにつながる。(5件)	また、職員につきましても、配置基準に基づき、適正に配置するとともに利用時間が違う幼児や教育・保育研究等に配慮して人員配置を行い、子どもが健やかに育つ環境の充実を図ります。

## 2. その他の意見、要望（242件）及び質問（96件）

意見の要約		市の考え方
1	幼稚園や保育所の存続を求める意見や要望（187件）	本市では、子どもが健やかに育つ環境や子育て支援の充実をめざし、公立施設において、認定こども園への再編整備は必要と考えており、取組みは進めますが、今後の児童数の推移や民間施設の動向等を踏まえ、状況に応じて見直しを行います。
2	認定こども園の整備・再編にかかる税金の投入の無駄についての意見（8件）	ご意見を踏まえ、今後の検討や取組みの参考とさせていただきます。
3	認定こども園再編後の運営のあり方に対する要望（7件）	
4	今後の民間の認定こども園への移行について情報提供に関する要望（4件）	
5	市民・保護者に対する説明会を実施し、周知することに対する要望（32件）	今回実施した市民意見提出制度について、市内の公共施設等や市ウェブサイトを利用し周知しました。今後は、説明会を実施し周知に努めます。
6	公立幼稚園の保育料が値上がりすることについての反対意見（4件）	公立幼稚園の保育料については、本計画の対象としておりません。
7	その他 質問（96件）	